

和歌山工業高等専門学校専攻科授業科目の履修に関する規則

制 定 平成14年4月1日
最近改正 令和7年9月24日

(趣旨)

第1条 和歌山工業高等専門学校(以下「本校」という。)学則第46条第2項及び第49条の規定に基づき、専攻科の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了については、この規則の定めるところによる。

(授業)

第2条 授業の1単位時間は、標準50分とする。

2 1単位の履修時間は、授業及び教室外での学習をあわせて45単位時間とし、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義については、15単位時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、30単位時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実習及び実験については、45単位時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第3条 授業科目の履修に当たっては、年度当初に、別に定める履修届を提出しなければならない。

(試験)

第4条 試験は定期試験及び追試験とする。

- 2 定期試験は、前期末及び学期末に実施する。
- 3 追試験は、病気その他やむを得ない理由により、定期試験を受けられなかった者に対して実施する。

(成績評価)

第5条 成績は、授業科目ごとに前条に規定する試験の成績及び平素の学習状況等を総合して評価する。

2 成績の評点及び評定は次のとおりとする。

評 点	100～80	79～70	69～60	59以下
評 定	A	B	C	D

(異議申し立て)

第5条の2 学生は、当該期の成績評価及び出欠について異議を申し立てることができるものとし、手続にあたって必要な事項は別に定める。

(単位の認定)

第6条 前条第2項の規定に基づき、A、B及びCに評価された科目については、当該授業科目の単位を履修したものと認定する。

(再履修)

第7条 単位を認定されなかった授業科目は、原則として次年度において再履修するものとする。

(修了に必要な要件)

第8条 専攻科の修了認定は、専攻科成績判定会議で審議の上、校長が行う。

2 専攻科の修了は、学則第47条に規定するもののほか、次の区分による単位を修得し、かつ、原則として、次の各号の要件を満たしていなければならない。

専攻	科目	一般科目	専 門 科 目		合 計
			専門共通科目	専門専攻科目	
	メカトロニクス工学専攻	6単位以上	12単位以上	36単位以上	62単位以上
	エコシステム工学専攻	6単位以上	12単位以上	36単位以上	62単位以上

- 一 学位取得のための申請受付時の手続きが完了していること。
- 二 地域環境デザイン工学教育プログラム(以下同プログラムという。)において124単位以上修得していること。
- 三 同プログラムにおいて別に定める達成度評価基準に合格していること。

(他の専攻で履修した単位認定)

第9条 本校の他専攻で開設されている選択科目の履修を希望する者は、あらかじめ指導教員の許可を得たうえで、受講届を提出しなければならない。これにより修得した単位は、8単位を超えない範囲で、専攻科における授業科目の履修とみなし、その単位の修得として認定することができる。

(他の教育施設等での学修等及び単位認定)

第10条 大学及び他の高等専門学校の専攻科等(以下「大学等」という。)で開設されている授業科目の履修を希望する者は、あらかじめ大学等の許可を得たうえで、受講届を提出しなければならない。これにより修得した単位は、16単位を超えない範囲で、専攻科における授業科目の履修とみなし、その単位の修得として認定することができる。ただし、これにより修得した一般科目の単位は2単位を限度とし、専門科目の単位は14単位を限度とする。

2 前項以外で、単位を認定する場合の要項は別に定める。

(雑則)

第11条 この規定に定めるもののほか、専攻科の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成１４年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成１７年１２月７日から施行し、第８条については平成１７年４月１日から適用し、第１０条については平成１７年１２月７日から適用する。

附 則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和７年９月２４日から施行し、令和７年４月１日から適用する。